

核融合科学研究所不正行為等防止に関する規則

制 定 平成 27 年 3 月 9 日 26 核研規則第 3 号
最終改正 令和 5 年 3 月 31 日

(目的)

第 1 条 この規則は、核融合科学研究所（以下「研究所」という。）において、大学共同利用機関法人自然科学研究機構における研究活動上の不正行為への対応に関する規程（以下、「不正行為対応規程」という。）に規定する不正行為の防止及び大学共同利用機関法人自然科学研究機構競争的研究費等取扱規程（以下、「競争的研究費等取扱規程」という。）に規定する競争的研究費等の不正使用の防止を図るため、必要な事項を定めることを目的とする。

(委員会)

第 2 条 不正行為対応規程に規定する不正行為及び競争的研究費等取扱規程に規定する競争的研究費等の不正使用（以下、「不正行為等」という。）の防止を実施するため、研究教育改善室にコンプライアンス委員会を設置する。

2 コンプライアンス委員会について、必要な事項は別に定める。

(研究倫理教育副責任者)

第 3 条 不正行為対応規程第 4 条第 3 項に基づき、研究倫理教育責任者を補佐するため、研究倫理教育副責任者を置く。

2 研究倫理教育副責任者は、研究部長及び大学共同利用機関法人自然科学研究機構不正行為防止委員会規程第 5 条第 1 号のうち、研究所から選出された職員をもって充てる。

(コンプライアンス推進副責任者)

第 4 条 競争的研究費等取扱規程第 4 条第 1 項第 4 号に基づき、コンプライアンス推進責任者を補佐するため、コンプライアンス推進副責任者を置く。

2 コンプライアンス推進副責任者は、副所長、技術部長及び管理部長をもって充てる。

(監督者)

第 5 条 不正行為対応規程第 6 条の規定に基づき、監督者を置く。

2 監督者は、ユニット長をもって充てる。

(メンター)

第 6 条 大学共同利用機関法人自然科学研究機構における研究活動上の不正行為を防止するための基本方針 4 の〈各機関の役割〉（5）に基づき、研究者等への研究作法の指導・助言等を行うため、メンターを置く。

2 メンターは、監督者が指名する。

(雑則)

第 7 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この規則は、平成 27 年 3 月 9 日から施行する。

附 則

この規則は、令和 3 年 9 月 29 日から施行する。

附 則

この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。